

大館市観光交流施設に関する条例（平成31年3月28日条例第6号）

最終改正:令和6年3月29日条例第15号

改正内容:令和6年3月29日条例第15号〔令和6年4月1日〕

○大館市観光交流施設に関する条例

平成31年3月28日条例第6号

改正

令和元年6月28日条例第17号

令和2年3月30日条例第16号

令和2年6月30日条例第42号

令和6年3月29日条例第15号

大館市観光交流施設に関する条例

（設置）

第1条 日本犬の中で最初に国の天然記念物に指定された秋田犬の歴史と、人との関わりの中で築いてきた文化を国内外に発信するとともに、秋田犬を基軸とした観光振興と交流人口の拡大を図り、もって本市の発展に資するため、大館市観光交流施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 大館市観光交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 大館市観光交流施設

（2）位置 大館市御成町一丁目13番1号

（施設）

第3条 大館市観光交流施設（以下「観光交流施設」という。）に次の施設を置く。

（1）秋田犬の里

（2）芝生広場

（3）多目的広場

（4）鉄道パーク

（5）駐車場

（事業）

第4条 観光交流施設は、次に掲げる事業を行う。

（1）観光交流の場の提供に関する事業

（2）秋田犬の歴史及び文化等の資料展示に関する事業

（3）秋田犬の展示に関する事業

（4）特産物等の販売に関する事業

（5）前各号に掲げるもののほか、観光交流施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に、観光交流施設の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者に行わせる管理業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）前条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事業に関する業務

（2）施設の提供、使用の許可等及び利用料金に関する業務

（3）施設の維持及び保全に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

3 指定管理者は前条第3号の事業に協力するものとする。

4 指定管理者の指定期間は、5年とする。ただし、市長は、この期間内に施設の管理環境の著しい変動が予想されるときその他公益上不都合が生じるおそれのあるときは、指定期間を短縮して指定管理者を指定することができる。

（供用期間及び供用時間）

第6条 観光交流施設の供用期間は通年とし、供用時間は午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間又は供用時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、事前に供用期間又は供用時間の変更内容を周知しなければならない。

（使用の許可）

第7条 観光交流施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。

（2）業として写真又は映画を撮影すること。

（3）興行を行うこと。

（4）観光交流施設の全部又は一部を独占して使用すること。

（5）花火、のろしその他火気を使用すること。

（6）前各号のほか、指定管理者が観光交流施設の管理上特に必要があると認める行為

2 指定管理者は、観光交流施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(立入り又は使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、観光交流施設への立入りを拒否し、又は観光交流施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 観光交流施設の設置の目的に反すると認めるとき。
- (4) その他観光交流施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、観光交流施設の使用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により観光交流施設の使用ができないとき。
- (5) 前条各号に該当する事由が発生したとき。
- (6) その他指定管理者が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは許可の条件を変更され、又は使用を停止させられた者の受けた損害については、市長及び指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第10条 指定管理者は、使用者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、観光交流施設の使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により、観光交流施設の施設、附属設備又は備品を毀損し、又は滅失した者は、指定管理者の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月8日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の許可の申請に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和元年6月28日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例(第6条、第7条、第10条、第19条、第21条、第24条、第25条、第27条から第31条まで、第36条から第41条まで及び第43条の規定に限る。以下この項において同じ。)の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき使用の許可を受けている者が、施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月30日条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日条例第42号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第15号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（1）秋田犬の里利用料金上限

区分	使用の単位	利用料金
会議室	1時間につき	11,680円
イベントコーナー	1時間につき	23,360円
秋田犬展示室	1時間につき	23,360円
犬一時預かり室ペット用ケージ	1ケージ1時間につき	580円

- 備考
- 1 会議室の利用料金には、備付け備品の利用料金及び冷暖房料を含むものとする。
 - 2 使用時間が1時間未満であるときの当該使用時間又は使用時間に1時間未満の端数があるときの当該端数は、1時間として計算するものとする。
 - 3 会議室、イベントコーナー又は秋田犬展示室を使用する場合で使用者が入場料を徴収しないとき又は営利を目的としないときの利用料金の額は、10分の1の額とする。
 - 4 会議室、イベントコーナー又は秋田犬展示室を使用者が準備のために使用する場合（備考3に該当する場合を除く。）の利用料金の額は、2分の1の額とする。
 - 5 イベントコーナー又は秋田犬展示室において電源を使用する場合の利用料金の額は、1時間当たり230円を加算した額とする。

（2）芝生広場及び多目的広場利用料金上限

使用の単位		利用料金
1区画（200平方メートル）	1日につき	157,700円
	1時間につき	17,520円

備考 使用者が準備のために使用する場合の利用料金の額は、2分の1の額とする。

（3）鉄道パーク利用料金上限

区分	使用の単位	利用料金
手こぎトロッコ	1人1回につき	200円

備考 未就学児は、無料とする。

（4）駐車場利用料金上限

使用の単位		利用料金
1区画	1日につき	10,510円
	1時間につき	1,160円

備考 使用者が準備のために使用する場合の利用料金の額は、2分の1の額とする。
